

記載要領 (建設工事)

<提出に当たっての留意事項>

1. 提出書類の扱いについて

提出書類については、個人情報を除き情報公開対象とさせていただきますので予めご了承ください。

2. 重要事項

社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）未加入業者は有資格者名簿に登録しません。

社会保険等の加入状況の確認については、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の「その他の審査項目（社会性等）」の記載のうち、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険加入の有無の3つの欄全ての記載が、「有」又は「除外」であれば社会保険等に加入しているとみなします。ただし、既に社会保険等に加入又は適用除外となっているものの、経営事項審査の申請時期や審査状況の都合により、経審結果通知書の記載が「無」になっている場合は、当該事実を証する書面の提出をもって社会保険等に加入していることを認めます。

3. 市内・準市内・市外の区分

建設業法第3条第1項の営業所のうち主たる営業所を周南市に有する者を市内業者、周南市に営業所（事業所）を有する業者で、周南市役所課税課に「法人所在証明書」の提出がある業者を準市内業者、これら以外を市外業者とします。

4. 提出資料の有効範囲

本件提出によって市が同等の資格を有すると認める範囲については、令和4年11月14日に公告のあった「周南市徳山中央浄化センター再構築事業」に限るものとします。

<各様式の記載について>

1. 同等の要件を有することについての審査依頼書（建設工事）【第1号様式】

- (1) 依頼年月日は、提出年月日を記入してください。
- (2) 提出書類は、本社（本店）で作成して提出してください。したがって、依頼者は本社（本店）の代表者となります。社印（角印）は不要です。なお、依頼者欄については、ゴム印等の使用可。
- (3) 登記簿上の本店と実際の事務を行っている主たる営業所の所在地が異なる場合には、両方を併記してください。
- (4) 許可番号及び有効期限の欄は、複数ある場合は主なもののみを記入してください。
- (5) 「入札参加資格希望業種」の業種については次の略号一覧を参照のこと。
なお、契約締結権限等を委任する場合は、受任する営業所が希望する業種の許可を受けていることが必要です。

[業種の略号一覧]

- 土木一式工事 (土)
- 建築一式工事 (建)
- 電気工事業 (電)
- 管工事業 (管)
- 造園工事業 (園)

2. 周南市税の滞納がないことの証明 (滞納の無いことの証明書) (市内・準市内のみ)

- (1) 証明書は、証明日が令和4年4月1日以降のものを提出してください。

3. 国税の未納の税額がないことの証明 (納税証明書)

- (1) ・法人の場合 (その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」)
- ・個人の場合 (その3の2「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」)
- (2) 証明書は、証明日が令和4年4月1日以降のものを提出してください。

4. 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(最新のもの)

- (1) 審査基準日が直近で申請日時点で有効なものを提出してください。

5. 許可(登録)証明書又は通知書

- (1) 証明書の場合は、証明日が令和4年4月1日以降のものを提出してください。